

京都市期間入札公売（動産）

参加の手引き

1 公売参加資格

原則として、どなたでも公売に参加することができます（公売保証金が設定されている場合は、公売保証金の納付が必要です）。

ただし、次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- （１）買受人の制限（国税徴収法第 92 条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第 108 条）により公売場所への立入り、入札等を制限されている者
- （２）公売財産の買受けについて一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

2 入札書類の請求

入札書その他必要書類は、以下のwebフォーム、京都市の担当窓口への電話又は来庁により請求してください。

【webフォーム】

URL : <https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/kyotocity-koubai-shoruisseikyu>

二次元コードの読み取りはこちら→



【担当窓口】

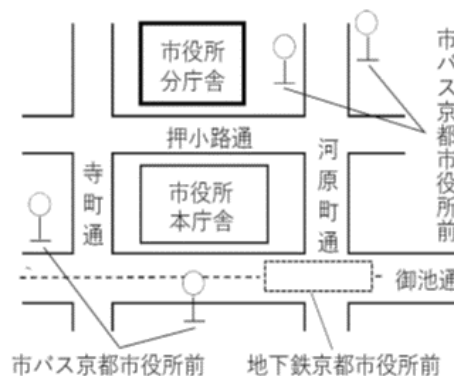
京都市行財政局市税事務所納税室高額徴収担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

電話番号 075-222-4104



分庁舎地図

3 公売保証金の納付

公売保証金が設定されている場合、入札に先立ち、銀行振込又は本市の担当窓口で納付してください。公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

納付方法等は、以下のwebフォームからお申し出ください。

【webフォーム】

<https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/kyotocity>

URL : [-koubai-hoshokin-uketuke](https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/kyotocity-koubai-hoshokin-uketuke)

二次元コードの読み取りはこちら→



4 入札

(1) 入札書の作成に関する注意点

- ア. 所定の入札書により、売却区分ごとに必要な事項を記載して作成してください。
- イ. 入札書の「住所・所在地」欄及び「氏名・名称」欄には、個人にあっては住民基本台帳に記録されている住所地及び氏名を、法人にあっては商業登記簿上の本店所在地・商号・代表者の役職及び氏名を記載してください。
- ウ. 入札書は、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。入札価額が訂正された入札書は、無効となります。
- エ. いったん入札した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- オ. 同一人が同一売却区分の公売財産について重複して2枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効となります。
- カ. 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状を送付用封筒（外封筒）に同封して提出してください。委任状の提出がない場合は、入札に参加できません。なお、代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも委任状が必要です。

(2) 入札する際の提出書類

ア. 必須

- A. 入札書提出用封筒（内封筒）（入札書のみを封入し、必ず封をしてください）。
- B. 入札者名簿

イ. 公売保証金が設定されている公売財産に入札する場合のみ

- C. 買受代金充当申出書兼公売保証金返還請求書

ウ. 代理人が入札手続きを行う場合のみ

- D. 代理権限を証する委任状

(3) 入札書の提出に関する注意点

- ア. 入札書は、「入札書提出用封筒（内封筒）」に入れ、必ず封をしてください。
- イ. 入札書は、必ず公売公告に記載された入札期間の末日までに公売場所に到着するようにしてください。入札期間経過後に公売場所に到着した入札書は、理由のいかんを問わず無効となります。

ウ。「送付用封筒（外封筒）」は、「書留、簡易書留又は特定記録郵便」のいずれかの方法により送付してください。

エ．入札書類の提出を確認した後に、入札書類の受領通知を郵送します。なお、提出書類の不備がある場合は入札書を含む提出書類一式を返送します。適宜補正のうえ、再度入札期間の末日までに公売場所に到着するよう、送付用封筒（外封筒）に封入して提出してください。

5 開札

開札は、公売公告に記載した日時・場所で行います。

入札者は開札に立ち会うことができます。立会いを希望する場合は、開札日の前日までに、担当窓口はその旨の連絡をしてください。

6 最高価申込者の決定

売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

7 追加入札

(1) 最高価額による入札者が2人以上いる場合（同額である場合）は、これらの者の間で期間入札の方法による追加入札を行い、最高価申込者を決定します。

追加入札による最高価額も同額である場合は、くじで最高価申込者を決定します。

(2) 追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。

(3) 追加入札をするべき者が入札をしなかった場合又は追加入札価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売会場に入ることを制限し、入札させないことがあります。

8 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、開札日以降に返還します。

(2) 公売保証金の返還方法は、入札者等が入札時に提出した「公売保証金返還請求書」において指定した預金口座への振込のみとなります。入札者等（公売保証金納付者）名義の口座のみ指定可能です。

なお、公売保証金の返還には、開札日以降、数週間程度要することがあります。

(3) 最高価申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、入札者が入札時に提出した買受代金充当申出書に基づき、買受代金の一部に充当します。

9 売却決定

最高価申込者に対する売却決定は、公売公告に記載した日時に行います。

10 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した買受代金納付期限までに、買受代金から公売保証金の額を控除した額の全額を、現金又は小切手（電子手形交換所加盟金融機関が振り出した自己宛小切手で、振出日から 8 日以内に手形交換決済のできるもの。）で納付してください。

11 権利移転の時期等

- (1) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

- (2) 買受代金納付後に生じる公売財産の保管及び引渡しに係る費用は、買受人の負担となります。その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

12 不適合責任

市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。

13 返品・交換

落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。

14 売却決定の取消し

- (1) 売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る市税の完納の事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。
- (2) 売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。
- (3) 最高価申込者の決定を受けた者について、国税徴収法第 108 条第 1 項各号又は第 5 項各号の規定に該当する場合には、これらの者に対する最高価申込者の決定又は次順位買受申込者の決定を取り消します。
- (4) 売却決定後において前記(3)に該当した場合には、その売却決定を取り消します。

15 買受申込の取消し

買受代金の納付期限前に、公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第 19 条の 7 第 1 項）は、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込みを取り消すことができます（国税徴収法第 114 条）。

16 公売保証金の帰属

- (1) 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金はその公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。
- (2) 国税徴収法第 108 条第 2 項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。